

令和6年6月12日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

環境市民厚生常任委員長 大石 慶明

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、亀岡市議会会議規則第110条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 令和6年5月15日（水）、令和6年5月16日（木）、
令和6年5月17日（金）
- 2 派遣場所 神奈川県小田原市、神奈川県座間市、静岡県富士市
- 3 事 件 再生可能エネルギーについて（小田原市）
生活困窮者自立支援について（座間市）
ESCO事業について（富士市）
- 4 派遣委員 大石慶明、梅本靖博、大西陽春、土岐新
大塚建彦、平本英久、西口純生
- 5 概 要 別紙のとおり

視 察 概 要

◎神奈川県小田原市

令和6年5月15日（水）午後1時30分～午後3時00分

視察項目：再生可能エネルギーについて

《小田原市の概要》

人 口：188,739 人

面 積：113.60 km²

市政施行：昭和15年12月20日

議 員 数：27 人



大石委員長挨拶



小田原市担当課 説明



議場見学



小田原市庁舎前

視察先	神奈川県小田原市（令和6年5月15日（水）） （人口：188,739人、面積：113.60km ² ）
調査項目	再生可能エネルギーについて
視察の目的	小田原市は、環境省から2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現するとともに、運輸部門や熱利用などの温室効果ガス排出削減についても、地域特性に応じて実現する「脱炭素先行地域」に選定された。 本市においても、「かめおか脱炭素宣言」に基づく2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスの削減目標と再生可能エネルギーの導入目標を設定し、その目標を達成するための取組を進めており、小田原市の取組を参考とするため、視察調査を実施するものである。
施策等の概要	脱炭素先行地域づくり事業（5つの柱） (1)太陽光発電の拡大 (2)商店街の活性化 (3)EV宿場町の実現 (4)市民の環境配慮行動の促進 (5)配電網レベルでの新たなエリアエネルギーマネジメント
考察（小田原市）	○小田原市は持続可能な町づくりに向け「環境・エネルギー」を重点施策に位置づけし、2030年度にCO₂排出量を2013年度比50パーセント削減を目標に取り組まれている。特に再生可能エネルギーの導入促進に重点を置き、その手段として市民参加型の太陽光発電に取り組まれている。 ・太陽光発電導入ステップとしては市街化エリアから順次市街化調整エリアへの拡大を計画されている。 ・EVに関しても車両として活用するだけではなく、動く蓄電池として扱うことにより、太陽光発電の欠点である夜間時間帯、天候悪化時の発電量不足をEVで補うことによりエネルギーマネジメントを実現させ、地域防災にも貢献できる仕組

	づくりをされている等、当市として見習うべき点は、多くあると感じた。但し、小田原市は市街化地区が多くあることから太陽光発電の円滑な導入や導入効果が得られるが、当市は市街化調整エリア、山間地域を多く占めている状況であることから、これらの地域の導入に関して十分な検討が必要と考える。 ○小田原市の再生可能エネルギーの導入は「２０１１年東日本大震災が電力の自給自足を目指す大きなきっかけとなった。」としている。その意識の高さに感銘した。 ・脱炭素を推進するにあたり促進区域(ゾーニング)については基本を市街化区域とし優先しているが、市街化調整区域においても市の認定を受ければ設置可能と柔軟性を持たせている。 ・脱炭素の手段については、再生可能エネルギーを優先するよう行政は誘導している。そこには、事業者と地元のトラブルがないよう行政が間に立って調整を行っている。 ・地域脱炭素化推進事業のガイドラインの作成に多くの時間を要したが、その結果地元でトラブルになる再生可能エネルギー事業は極めて少ない。 ・普及啓発にゼロカーボン推進キャラクター「ボンボンちゃん」を採用し、一年間実施して市民からの問い合わせの原動力となった。 また、環境フェア「おだわらゼロカーボンフェア」を毎年開催。商業施設等で開催することにより機運醸成の一助となっている。 ・補助金については、小田原市独自の事業と国の交付金を活用した再生可能エネルギー・省エネルギーに資する設備導入を支援している。 ・市民参加の理解と促進は同時進行が必要としている。 ・昼の観光客、夜の観光客の動向調査の元、会食時間に充電をできる環境を整えるなど経済面も考慮して効果的に導入されている。 ・地域全体のエネルギーマネジメントとして電力供給と需要とのバランスを保つ中、経済性が課題となる一面がある。 ・ＥＶ車両としての活用だけでなく、動く蓄電池として活用し
--	--

	て脱炭素の地域交通モデルとなっている ・ E Vのシェアリングにより防災面(災害時のE V派遣、電力供給)、ワーケーションへの活用(新しいライフスタイルへの対応)、地域イベント(イベントの発電機としての活用)、移住定住(物件の見学にE Vを利用してもらう)、エネルギーマネジメント(電力逼迫時に複数台のE Vから一斉放電)など、多様な活用モデル事業の展開を推進している。 ・ 官民連携として公用車(E V)を休日夜間利用等で歳入の創出を図っている。 ・ 現在、再生可能エネルギーゾーニングを行っており、その一番手として「太陽光発電システム」を挙げている。機運醸成や、導入に当たりガイドラインの作成など小田原モデルは有効と考える。 ・ 本市は太陽光パネルの屋根設置を軸にカーボンニュートラルの実現を目指しているが、あらゆる場所での再生可能エネルギーの創出が求められている。太陽光発電、蓄電池、E Vなど総合的な地域エネルギーマネジメント事業として小田原市を参考にできると考える。 ・ 建物の耐震化も再エネ導入の必須条件となる。防災面を考慮しての事業費計上も太陽光パネル設置の可能性を高めると考える。 ・ 太陽光パネル設置時の特徴として、契約には災害時には協力することの内容が盛り込まれている。防災の観点からも有効的な手法と思われる。 ○小田原市再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備の始まりは、2011年の東日本大震災にある。足利茶や観光客の減少など大きな被害があった小田原市は、「小田原のエネルギーは小田原でつくる。」という市民と企業の動きが起こった。そして、「第6次小田原市総合計画」に「環境・エネルギー」を充填施策に位置づけ取組が展開された。 ・ 環境省の「地域脱炭素化推進事業」を位置づけるにあたっては、促進区域を市街化区域から進め、市街化調整区域では地域の合意を得て、地域関係者とのより丁寧な合意形成プロセスを設けている点が参考になると考える。 ・ E Vを車両として活用するだけでなく「動く蓄電池」として
--	--

	活用する脱炭素型の地域交通モデルを作っている。R E X V（レクシブ）・湘南電力と小田原市がE Vを活用した地域エネルギーマネジメントモデル事業を行っている。そして、地域防災にも貢献している。 ○特に本市においても様々な観点からE V車の導入は、検討すべきだと考える。公用車のE V化を進められており、R E X E V（レクシブ）と協定締結されており、さらにカーシェアとしても活用し地域における交通手段の確保、アプリによる車両管理の合理化などを目的とし展開されていた。さらに日産自動車とも災害協定を結ばれており動く蓄電池として地域防災の観点からも進められておりE Vを軸として、多面的に活用モデルの地域実装、他地域への展開を図られている。 ・本市としても交通手段の一つの手法、さらに多発する災害においても実用的だと考える。災害が起きた際に市民が困る電気として活用できるという事からも本市も検討すべきと考える。 ○小田原市は太陽光発電と蓄電池、電気自動車（E V）の導入拡大を核とした、エネルギーマネジメントに継続して取り組み、脱炭素化を目指している。また地域が主体となった再生可能エネルギーの利用促進のため、市民の参加など、一定の条件を満たす再生可能エネルギー事業を「市民参加型再生可能エネルギー事業」として認定し、支援等を行っている。 ・小田原市は2 0 2 3年8月、「小田原市E V宿場町コンソーシアム」を公民連携事業として設立。市内に於ける電気自動車（E V）普及を図り、E V充電インフラを設置することで、観光客などに充電時間を活用した観光需要の創出、具体的には充電時間中に観光や飲食、買い物が出来る仕組みを作り、地元商店街の活性化を図っている。 ・課題として、再生可能エネルギーの普及に伴い、エネルギー供給が多様化し、再生可能エネルギーからの売電量が相対的に縮小する可能性と、今後も売電価格の低下が懸念される。 ○太陽光発電の拡大はエネルギーの地産地消を目指し、亀岡ふるさとエナジー株式会社を持つ本市においても有益であり可
--	--

	能だと考える。 ・商店街の活性化とEV宿場町とはリンクしており、元々小田原市の観光形態は箱根を抜けるための休憩地点に当たるといいう原点に立ち返り、昼間の休憩を主眼に置いた観光誘致が成果としてあがっている。その一つとしてEV車の充電スポットを各地観光地に整備し、給電中に昼食をとり地元産品の土産を購入いただく事に特化されている。また市として「地元メシ」をPRし地元飲食店を含め、商店街全体の経済効果が出ているものと考え。今後本市でも来訪された観光客の滞在ならびに滞在時間を延ばすかという事を考えるとき、EV車の充電スポットを各地観光地に整備する事は一つの手段であると考え。 ・市民の環境配慮行動の促進についても先の再生可能エネルギーの拡大や、EV車を災害時の蓄電池として活用する事も視野に入れた地域エネルギーマネジメントモデル事業は、これらすべてがリンクしており非常に効率的で精度の高い施策であると考え。 ・再生可能エネルギーの活用はもちろん、カーボンニュートラルを目指すうえでも一貫性があり大変有用でと考える。 ○亀岡市での取組としては、条例制定をして、確固たる目的と事業施行の手順は、これまで以上に市民との連携ができる仕組みづくりをしなければならない。 ○地域脱炭素化促進事業では、エネルギーの自給と市民参加型の取組がなされている。脱炭素＝市民生活にとって経済的効果をいかに訴えるかがカギとなる。 ・シェアリングEVによるEV車の活用とEV車を蓄電池として活用することは時代のニーズにかなった取組である。本市にあるニチコン亀岡株式会社では、この事業展開をされており、本市としてより一層緊密に連携を深めるべきである。
委員の意見等	○小田原市は市民参型の太陽光発電事業に成果をあげるとともに、EVを活用しエネルギーマネジメントを行い脱炭素に取り組んでいることは当市として取り入れていくべきである。但し市街化調整地区、山間地区を多く抱える当市として、太

	陽光発電事業を如何に発展させるかは十分に検討して行く必要があると考える。また、防災面からもEVを活用した取組も必要と思われるが、配備計画には十分な検討が必要と思われる。 ○再生可能エネルギーの主力となっている「太陽光パネル」は設置と同時に廃棄も検討していくことが必要である。また、今後の技術革新・進歩により環境負荷の低い太陽光パネルの登場も期待できる。一方では3R（リユース・リデュース・リサイクル）および適正処理の推進に向けて、有識者による知見も取り入れる協議会等の設置、3R（リユース・リデュース・リサイクル）実施体制の方向性や本市に求められる支援の在り方、関係事業者と共に基本的な処理の流れを整理し、ルートが確立できるよう準備も進める必要がある。 ・市独自の制度や、国の補助金を活用した支援も重要ではあるが、再生可能エネルギー導入が市民に身近に感じてもらえる手法も重要と考える。 ・新しい技術の導入も含めて検討すべきと考える ・「脱炭素先行地域募集」は現在第5回の募集をしている。本市においては第1回に応募し不採用になっているが今後も果敢にトライしてもらいたい。 ・カーボンニュートラル実現に向けて、電力を自らつくり上げる再生可能エネルギーと、温室効果ガスの抑制を行う省エネとの併せた手法が不可欠と考える。小田原市の再生可能エネルギー・EVの取組も含めた本市の地理的な事情に合う手法を適材適所・柔軟性をもって取り組んでいくことが「かめおか脱炭素未来プラン」の実現につながると考える。 ○小田原市では2011年から順次再生可能エネルギーの導入に向けての取組が展開されていた。住民や企業が連携し、自分たちの町の問題として機運が高まる中で、行政が再生可能エネルギー利用等の促進を手段として、持続可能なまちづくりを目指していることが参考になった。 ・市民向けの普及啓発を行うため、ゼロカーボン推進メインキャラクターや市民向け「おだわらゼロカーボンフェア」が取り組まれており、市民に適切な広報がされていた点が参考に
--	---

	なると考える。 ○動く蓄電池が様々な事業に活用でき、凄く実用的では是非委員会でも検討し検討していきたい案件だと思った。 ○小田原市E V宿場町コンソーシアムの基本構想は、亀岡市の商店街活性化にも応用可能である。具体的には亀岡駅南地区に数多くある空き地を電気自動車（E V）充電器スタンドとして整備し、充電時間に観光や飲食を楽しんでもらうことにより、地元商店街の活性化が可能となる。 ○本市として目指すC O 2の削減やエネルギーの地産地消等、環境先進都市として取り組む施策にも合致すると考える。 さらにE Vの活用を進めて行く事は、これまで環境施策として取り組んできた各事業と合わせて、E Vを移動できる蓄電池として捉え、災害時等の電源、電力確保は無論の事、最も電力消費量が増加する夏場に電力を計画的に調整し安定供給するために活用する事は重要かつ効果的であると考え。 ・本市としてもこれまで再生可能エネルギーをはじめ、多面的に行うエネルギー施策について取り組んできておりベースが出来ている。これらを踏まえて公民連携を深めて展開を広げて行けば、小田原市同様にエネルギー施策をさらに推進していけると考える。 ○小田原市における脱炭素先行地域づくり事業の中で、特にインパクトが強かったのは、「再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を制定され、持続可能なまちづくりを進めるにあたり必要不可欠となる、再生可能エネルギーを地域に根差した固有の資源として、防災対策の推進などと合わせて、地域の活性化に資するよう利用されなければならないという基本理念の下、地域住民との連携を強調されていたことである。 ○太陽光を活用したエネルギー供給は、時代のニーズに合っているが電力会社のニーズとマッチングしきれていないところに課題が残る。
--	--

	・本市にあるニチコン亀岡株式会社では、これにかなった事業展開をされており、本市としてより一層緊密に連携を深めるべきである。
--	---

視 察 概 要

◎神奈川県座間市

令和6年5月16日（木）午前10時30分～正午

視察項目：生活困窮者自立支援について

《座間市の概要》

人 口：131,709 人

面 積：17.57 km²

市政施行：昭和46年11月1日

議 員 数：22 人



大石委員長挨拶



座間市議会 高波副議長挨拶



座間市担当課 説明



梅本副委員長 お礼挨拶

視察先	神奈川県座間市（令和6年5月16日（木）） （人口：131,709人、面積：17.57km ² ）
調査項目	生活困窮者自立支援について
視察の目的	座間市では、生活困窮状況の原因となる課題は複合的であり、その程度も様々であるため、まずは「相談を断らない」ことを決め、できるだけ早く相談者が窓口につながることを、つながった相談を受け止めることを優先に考え、相談現場で見えてきたことを次の展開に活かすため「自立サポート相談」の取組を進められている。 本市においても、「福祉なんでも相談窓口」を設置し、生活困窮や介護、子育てなど、福祉に関する様々な困りごとに対し、関係機関とともに解決に向けた取組を進めており、座間市の制度の狭間におられる方や複合的な課題を抱える方の課題解決と自立支援を行う取組を参考とするため、視察調査を実施するものである。
施策等の概要	支援の種類 ・ 自立相談支援 ・ 就労支援 ・ 就労準備支援 ・ 居住支援 ・ 住居確保給付金 ・ 家計改善支援 支援の流れ (1) 面談 (2) 生活状況分析 (3) 支援プラン (4) サービス提供 (5) モニタリング (6) フォローアップ
考察（座間市）	○座間市は「断らない相談支援」を最優先に考え、生活困窮者

	支援に取り組まれており、相談を受ければ支援調整会議、包括的支援体制構築ワーキンググループ、居住支援協議会の組織を機能的に運用し、如何に支援できるかを最優先に考えて取り組んでいる。また担当職員も情熱をもって支援に取り組んでいることで関連組織や及び地域リソースの協力を得ることで成果を上げていることは参考すべきと考える。 ・ 当市も亀岡市重層的支援体制整備事業「かめおかモデル」に取り組んでいるが健康福祉部とこども未来部との連携は無論の事、社会福祉団体、障害者福祉団体を始めとする関係福祉団体との協力体制を強固にするための取組が不可欠と考える。 ○まず、生活困窮者と呼ばず“生活にお困りの方”と柔らかな表現とし、役所に来る人と考えている。 ・ 「断らない相談支援」実質4人の職員で対応されているが、その過程には、地域の社会資源(自治会、民生委員、社協、民間事業所等)を開拓し連携強化を進められてきた経緯がある。 ・ 「伴走型支援」はよく耳にするが座間市では相談の内容により課題を選択してより深く寄り添うことを重視している。その中では、課題を取り除くことより「つながり」も問題解決と考え、何より困った時に困ったと言える関係性を築いている。 ・ 家計改善支援事業においては、ファイナンシャルプランナーの資格を持つ支援員が“家計表”、“キャッシュフロー”を作成。家庭の事情に踏み込んでいる。時には意見の相違もあるが「つながり」と関係性の構築がここでも活かされて改善につながっている。 ・ 支援を福祉だけで抱え込まないように、庁内外で「きづき・つながり」を重視している。さらに、委託先との連携強化・整備を推進している。 ・ 支援体制が綿密で支援を必要している人への距離感の近さは座間市の地理的な背景もその要因である。面積は、亀岡市の1／10以下、人口は1.52倍。面積が狭い分、支援活動の範囲、訪問回数、対応時間もおのずと濃くなり少数精鋭の体制も構築できる。東西南北に幅広く山間地域へのアクセスには時間を要する本市にそのまま適用はできない。 ・ 現在、重層的支援体制整備事業に取り組み、横断的な庁内連
--	---

	携を推進している本市の職員と座間市の職員の交流を持つことで、参考になることもあるのではと考える。交流の場を持つことを推奨したいと思う。 ○生活困窮者→生活にお困りの方と呼び、やわらかい表現にして支援が行き渡るように工夫されている。 ・包括的支援体制構築ワーキンググループは、各種団体や行政の担当課、居住支援協議会があり、地域全体で支援を展開されている。 ・伴走型の支援を目指し、解決を急がず、当該者に寄り添うことを一番に考えているのは参考になる。時には、その人の好きなことを一緒に行うことで困ったといえる関係を作っているとの話があり、息の長い支援を展開していると分かった。 ○断らない相談支援ということで様々な相談事からいくつかの事業に展開されている。相談員が5名と少ない人数で活動されているため住居支援協議会が立ち上げられ社会福祉協議会・神奈川弁護士協会など多くの協力者を募って支援されている。困りごとを的確に把握できる方はほとんどいないため各事業が連携し、困りごとや解決方法に気付つくことが重要と考えておられた。 ・生活困窮者の就労支援事業という事で無料職業紹介事業所、ハローワークの様な場所を市役所に設置されていた。本市でも導入できないか検討していきたい。 ・課題としては、無料職業紹介事業の責任者講習を受けて資格を取得しないとできないことである。 ○座間市では、生活困窮者に陥る原因を、多角的に分析している。それらの結果、原因として経済的困窮、家計管理の問題、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係、住まいの問題などに分類、原因を単一的ではなく、複合的な問題として、個々の生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を提供している。また課題解決の為には、行政窓口や、法律家相談にも担当職員が同行し、解決のための方策を相談者と共有するなど、常に相談者に寄り添った支援を行っている。また、行政と地域社会の連携協働も、就労支援や住居支援等を行う上で必要
--	--

	である。 ○断らない相談支援として、生活困窮される方の多種複合的な課題に全庁で取り組む体制はまさに見習うべきところである。また支援調整会議では民間事業者や各種団体との相互連携が幅広く結ばれている事により、要支援者の情報収集とともに多様化する課題や問題に対応することが可能となる。まさに本市においてもこれから進めて行こうとする重層的支援の整備に繋がっていく体制構築であると考えている。 ・とりわけ印象深かったのは宅建事業者との連携であり、家賃の滞納や遅延の状況を収集して困窮支援へと繋げている事である。生活に困窮すると、往々にして家賃の遅延が起こり滞納へと状況が悪化する。その後には宅建業者を介して家主とのトラブルに発展し、最悪のケースは強制的に退去を命じられる事になる。事前にこうした情報をキャッチする事により未然に家計診断などの困窮者支援を行う事が出来る。 ・生活困窮による孤立化や状況の悪化を防ぐという観点からも伴走型の支援は大変重要であると考えている。 ○途切れの無い安心できる相談窓口の構成は、利用者にとって、頼り甲斐のある場所でなければならない、常に親身になれる人材の確保と、行動力ある担当者が必要で、誰でもというわけにはいかない、人選も大事である。 ○断らない相談支援と言われているがそれ以上に様々な配慮がなされた取組であると感じた。一人一人の持つ課題は千差万別で、そこに至った経緯や隠れている問題、課題をいかに見出すかは多くの関係者が関わり、時間を要する中での大変な取組であるが効果が出ている。
委員の意見等	○座間市は「断らない相談支援」に向け職員が熱心・情熱的に取り組んでいることが成果につながっている痛感した。当市も重層的支援事業に取り組んでいる職員等をしっかりとバックアップすることが重要であると考えている。 ○どの議員も感じられたと思うが、担当職員の“情熱”という

	ものを非常に強く感じた。また、座間市は重層的支援体制整備事業に手をあげておられない。その理由は、既に横断的な連携がとられていてわざわざ制度を立ち上げる必要がないからである。その結果、現在も問題解決に至らなくても「つながっていること」ができる下地ができている。本市も「福祉なんでも相談窓口」を設けているが、今後横断的な取組と、委託先との連携強化を含め「断らない相談支援」の伴走支援の在り方も参考になると考える。 ○「断らない相談支援」は、なかなか福祉だけで抱え込んでも解決ならず、各種の力を合わせて支援を行っている点は参考になった。 ・神奈川県座間市は人口密度が、神奈川県の中で4番目に高く、近くに人が住んでいるという感覚で、直ぐに訪問できる点が利点となっているとの説明を受けた。面積が広い亀岡ではどのようにできるか工夫する必要があると思う。 ○生活困窮者に対して担当の職員の方々が真剣に向き合い足を運んでより親身になって取り組まれていた。本市においても一歩踏み込んで取り組むかどうかにつきると率直に感じた。 ○座間市の生活困窮者自立支援制度や、つなぐシート方式等の先進的手法を活用することにより、本市の「福祉何でも相談窓口」をより効果的に発展させたい。 ・生活困窮に陥る原因が家計の破綻によることは、亀岡市に於いても同様である。家計改善支援は、生活困窮者が自立する為の重要な支援策である。そのためには、担当職員が相談者の問題を正確に理解し、適切なアドバイスを提供する能力が求められ、また相談者自身も自分の家計状況を理解し、改善実行する意欲と行動が重要である。課題解決のためには、専門職としての知識と現場経験、対応能力に加えて、担当する所管職員の熱量の高さが重要であると感じた。 ○先に述べた通り、本市で進めている上層的支援体制の整備を発展活用する事により市民のお困りごとの解決はもちろんの事、今回のテーマである生活困窮される方の支援につなげる
--	--

	ことが出来ると考える。また断らない支援ならびに断らない相談窓口の設置については新たに整備せずとも、既設の福祉なんでも窓口を充実させることで対応は可能であると考え。その場合相談者が要支援者であるか否か、また複合的な課題解決に向けては各所管で情報共有できるように、座間市で言う「つなぐシート」や「相談チャート」的な物一定は必要である。 ・ いずれにしても職員の制度や対応についてのスキルアップとモチベーションアップが必要であるとともに、市長ならびに執行部として「だれひとり取り残さない」という強い信念が大きな原動力となると考察する。 ○本市の福祉なんでも相談窓口も、特色あると思うが、自立支援者側に立つ身としての、座間市の制度の狭間で複合的な課題を抱える方々の、積極的な課題解決と自立支援の座間市のシステムづくりは、さらに進化させるに相応しい学ぶべき参考資料であり特筆すべき事案であった。 ○相談者の中にある課題の本質を見出す中で、関係部署や機関が連携し、息の長い取組の中で自立に向けた支援を行うことの重要性を感じた。
--	--

視 察 概 要

◎静岡県富士市

令和6年5月17日（金）午前10時30分～正午

視察項目：ESCO事業について

《市の概要》

人 口：250,709 人 面 積：244.95 km²

市政施行：昭和29年3月31日 議 員 数：32 人



富士市議会 山下副議長挨拶



富士市担当課説明



菱田議長 お礼挨拶



議場見学

視察先	静岡県富士市（令和6年5月17日（金）） （人口：250,709人、面積：244.95km ² ）
調査項目	E S C O事業について
視察の目的	富士市では、公共施設からの温室効果ガス排出量を抑制するため、民間活力を活用した省エネルギー改修事業を推進されている。 本市においても、省エネルギーの推進と再生可能エネルギー導入に向けた施策の一つとして、地域エネルギー会社である亀岡ふるさとエナジー(株)などと協力し、E S C Oのような、エネルギーを使用する人や事業者が初期費用を負担することなく省エネ機器などを導入できる取組を推進することとしている。 富士市の取組事例を学び、市民、事業者と連携した省エネの推進、エネルギー消費量の削減に向けた環境施策の参考とするため視察調査を実施するものである。
施策等の概要	省エネルギー改修事業（E S C O）に係る契約については、「富士市役所E S C O推進方針」に基づき、設備機器の更新や改修時にE S C O事業の実施について検討を行う。
考察（富士市）	○富士市は公共施設にE S C O事業を取り入れ、現行業務を中断することも無く、短い工期で大きな省エネ効果、事業利益を上げている。 ・業者選定に於いても施工費用よりも事業効果を優先することにより、結果的に素晴らしい省エネ効果、経済効果を上げている。 ・事業立ち上げ後は大規模な公共施設に対して取り組んでいたが、近年は小規模施設にも適用するとともに地元地域の事業者にも適用を広げ地域経済への発展に貢献している。 ・当市も民間活力を活用したE S C O事業の導入拡大に向けた取組が必要と痛感した。 ○富士市のE S C O事業の契約方式は、初期投資年度の予算支出が大きくなるが、金利等の経費が少なく総支払額が抑えら

	れる「ギャランティードセイビングス契約」より、契約期間内で予算支出の平準化を図る「シェアードセイビングス契約」を採用している。これは、限られた予算の中で契約期間内の予算支出を抑えていけるメリットに着目している。先に導入していた静岡県の実施を参考にしている。 ・ E S C O事業では、プロのノウハウを取り入れることができるメリットがある上に注側のリスクが少ない。 ・ 富士市立中央病院 E S C O事業では、エネルギー効果が当初契約時の条件を下回った。これに対して事業者は無料で改善を行い行政側の追加費用なく次年度からは大幅にエネルギーの削減ができた。これが E C S O事業の大きな特徴である。さらに、当初の予定工期より期間が短縮され病院を利用される患者にも影響が少なく進められた。民間事業のメリットがここにも発生している。これを参考にした民間の病院でも E S C O事業を導入するなど波及効果も生まれた。 ・ 富士市文化会館 E S C O事業では、当初直接工事だと閉館期間が8カ月と見込まれていたが、E S C O事業により1カ月に短縮、補助金制度にも採択され経済性が大幅に向上した。 ・ 契約時に E S C O事業者と、あらかじめ地元企業への発注金額も定めることで地域経済への経済波及効果も大きい ・ 成功事例ばかりではなく、E S C O事業に切り替える際には既存事業者との問題も起きたが、法的な問題は専門家が対応した。その際先進的な取組をしている横浜市にアドバイス、協力をもらうなど、他の自治体との関係性も重要と考える。 ・ もともと消費エネルギーが大きくないと(例えば24時間稼働している施設等)メリットが見えにくいので、対象事業の選定にはその点を留意すること。 ・ 設備の長寿命化も併せて実施することで費用対効果はさらに増すことになる。 ・ 予算を立て議会に諮るのではなく、事業については事業者から費用対効果を提案してもらいその事業内容を議会に諮り議会の承認をもって公募し事業者と契約する方式をとっている。議会の承認がなければその事業は見送るが事業者とは契約をしていないので行政側のリスクはないとしている。議会の承認した事業だけを執行する方式は、富士市の独自性を感じた。
--	--

	○省エネ効果で投資を回収するという手法で富士市のE S C O事業が行われている。一番効果があったのが「富士市立中央病院E S C O事業」である。その他にも富士市文化会館E S C O事業、富士市小中学校低炭素型E S C O事業など、6つの事業の説明を受けた。本来予算を立てて進めることが多いが、富士市では、事業者が立てた抑制効果による費用対効果提示し、経費が認められれば契約、認めなければ契約をしないという、初めの考えを変えることでリスクを負わない手法や工期の短縮によるコストの削減など具体例が参考になった。 ○効果として富士市の例を挙げると富士市調査・消防庁舎の劣化設備の更新を踏まえた省エネ改修を実施され、12年間の契約で契約総額2,160百万円・総利益1,050百万円年間C O 2の削減量が664 t - C O 2と効果が出ていた。E S C O事業が初期投資を含め必要な資金調達を行い発注者からの支払いは事業期間に分割で行われるため、頭金がいらないので予算支出の平準化が可能になっていた。また施工業者も地元の事業者でないといけない契約で工期の短縮を図り経済効果も生れていた。さらに工期を短縮したことにより補助金の利用が可能になりより経済性が向上していた。本市としても導入すべきと考える。課題としては多くの事業者を募らないといけないため、その体制作りが課題と思われる。 ○E S C O事業とは、エネルギーサービス会社が顧客の施設(公共施設等)に於ける、エネルギー使用状況を分析し、省エネルギー化に向けた設備投資や運用改善を提案・実施する事業であり、発注する行政は事業負担も少なく、工期の大幅な短縮が見込める。受注会社は、エネルギーコスト削減分より報酬を得る仕組みとなっている。富士市に於いては、三菱U F Jリース株式会社が実施した富士文化会館の省エネルギー化とC O 2削減、富士市立中央病院既設蒸気トラップの更新事業など説明を受けた。 ・課題として、E S C O事業は地元企業を優先的に採用するとの話であるが、公募に参加する際にE S C O契約の実績や、財務状況の健全化等が強く求められるため、地元企業やベン
--	---

	チャー企業が参加出来にくい現実がある。また新しい事業手法であるため、首長や管理職、議会等にE S C O事業の理解を得ることが大切な要件となる。 ○公共施設の維持管理や施設の更新には、従来多額の予算が必要となるが、富士市におけるE S C O事業では本来必要となる高額の初期投資を必要としない上に、省エネをはかり削減できた維持経費を施設の設備更新した事業費に充てると言う大変効率の良い取組が行われている。 ・本市においても省エネ化ならびに施設設備の更新が必須となるが大規模な改修などは多額の予算確保が必要となる為、これまで応急的に少額予算での更新をはかってきたが、このような改修や更新方法では財政的また工期等作業効率上で大きなロスが発生すると考える。富士市におけるE S C O事業では総合的な省エネがはかれるとともに、工期など時間的ロスや重複する施設更新など財政的な負担を削減できると考える。 ○計画時からリスク軽減、収益への発想の転換から収益を生むシステム、近年の常識を覆す発想を講じた契約の決断から事業推進は、行政としての取組として、斬新かつ変革の決断と言える。事業者との最初の環境づくりの重要性を感じた。そして収益を上げる仕組みは、事業者が利益を上げるシステムとなっていることに、学ぶべき新しい事業の取組と感じた。 ○E S C O事業は、行政が一般的に事業実施を行うのとは違うプロセスを用いてなされている。事業計画を立て、予算査定を行い、議会承認を得た後に予算の範囲で事業を行うのではなく、事業計画に基づくプレゼンテーションを受ける中でその事業効果を高め、議会承認により予算化できた後に契約を行うと言うものである。本市においてもこういったプロセスを踏むことで効果が高まる事業も存在することを検証すべきである。また、契約事業者が首都圏所在事業者であっても、実施にあたって地元事業者をうまく活用していることも事業効果を高めている。
委員の意見等	○当市に於いては亀岡ふるさとエナジー株式会社と協力し、E S C O事業に類似した事業展開に取り組んでいるが、これか

	らは広く公共施設等に対してE S C O事業への取組が必要と感じた。これらの事業展開に取り組むことによる省エネの推進、地域事業者を活用した地域経済の活性化に貢献して行くことが重要であると思う。 ・ 当市では現時点においてE S C O事業のノウハウが蓄積されていない点があると思うが早期に研究し、事業展開に向けて取り組むべきと考える。 ・ E S C O事業は、民間企業が提案する温室効果ガス削減目標値を達成する義務がある。その点では現在の原材料高・物価高でも導入可能な事業と考える。効果的な施設を選定してE S C O事業のメリットを活かしていけるよう進言したいと思う。 ○これから進める亀岡市の大型事業の中で、富士市が行ってきたE S C O事業が取り入れられるなら、環境面でも経費面でも効果が期待できると考える。 ○一つの方法として本市でも取り入れる必要があると考える。また委員会としても前向きに取り組んでいきたい。 ○今後亀岡市に於いて、公共施設の改修等を行う際、費用の削減と工期の大幅な短縮を図れることが期待でき、積極的に検討したい。 ○今後は再生可能エネルギーと並行して施設全般の省エネルギーをはかるうえでE S C Oと言う事業形態の導入は施設更新による、初期投資等の大きな財政出動を軽減できる事は有用であり、本市が目指すカーボンニュートラル達成にむけても大変有益であると考え。ただし本市においてE S C Oを導入するにあたり、先進事例を十分調査検証するとともに先進自治体との意見交換等を行う必要があると考察する。 ○省エネルギーの改革段階から関連する所管も含め、リスクの少ない契約のあり方に、考え方を自治運営の「変革」と「決断」を見せている富士市の経営手腕は見事であった。着手時から契約までにも、十分な協議を重ね、専門事業者との契約
--	--

	からリスク負担を明確に伝え、予算がつけば実行・契約に繋いで、収益を事業に上程させる手法は、新しい契約から生産へとつながり方だと感じた。 ○本市においても、施設の長寿命化と市民ニーズに合わせた利用形態の変更に取り組む中で、E S C O事業のような提案型も含めた総合的な事業実施を検討することが必要である。本市に利益が生まれるような亀岡ふるさとエナジー株式会社のような事業に対する考え方、取組の広がりが必要であると感じた。
--	--